

緊急時における緊急情報放送に関する協定書

出雲市（以下「甲」という。）と株式会社エフエムいずも（以下「乙」という。）は、緊急時における緊急情報放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、出雲市に武力攻撃事態又は緊急対処事態、自然災害、原子力災害、大規模事故その他の事象により、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、市民に迅速に災害情報および防災情報を周知することにより被害の軽減を図り、もって市民の安全確保に寄与することを目的とする。

（緊急情報放送の要請）

第2条 甲は、市民への災害情報および防災情報の伝達のために必要があると判断したときは、乙の連絡責任者に連絡した後、次に掲げる事項を明らかにし、ファクシミリまたは電子メールにて緊急情報放送を行うことを乙に要請するものとする。

- (1) 緊急情報放送を要請する理由
- (2) 緊急情報放送の内容
- (3) 前2号に掲げるものの他、必要な事項

（放送の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請があったときは、放送の形式とその内容および時刻等を自ら決定し、緊急情報放送を行うものとする。

2 甲は、緊急に市民への防災情報の伝達が必要と判断したときは、出雲市役所に設置している割込み放送機材を使用し、緊急情報放送を行うことができる。

（災害等緊急事態における情報等の提供）

第4条 甲は、甲の要請により乙が緊急情報放送を行う場合においては、災害等緊急事態の規模、被害の状況、復旧の見通し、その他の緊急情報放送に必要な情報等を速やかに乙に提供するものとする。

（社員の派遣）

第5条 甲及び乙は、災害等緊急事態の規模により緊急情報放送の必要性が増大した場合は、双方協議のうえ、乙の社員を甲に派遣し、緊急情報放送を行うこととする。

（連絡責任者等）

第6条 緊急情報放送の要請の円滑な実施を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 甲の連絡責任者 出雲市危機管理監（出雲市防災交通課長）
- (2) 乙の連絡責任者 株式会社エフエムいずも 代表取締役

2 連絡責任者に変更のあった場合は、その都度相互に連絡する。

(緊急情報放送体制の解除)

第7条 甲または乙が、緊急情報放送を実施するための体制を解除しても差し支えないと判断した場合は、互いに申し入れを行い、双方合意のうで解除する。

(放送に係る責任及び費用負担)

第8条 電波法に基づくコミュニティエフエム放送事業者として、緊急情報放送にかかる責任は乙が負う。

2 緊急情報放送に関する費用負担は、次のとおりとする。

- (1) 緊急情報放送の実施により生じた費用については、原則乙の負担とする。
- (2) 緊急情報放送の実施により、予定していた番組またはコマーシャルが放送できなかったときは、乙は当該広告主等との間の協議によりその解決を図るものとする。

(運用)

第9条 この協定の実施に必要な細目については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めない事項が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって協議のうで決定するものとする。

(協定の期間及び継続)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうで各1通を所有するものとする。

平成23(2011)年12月14日

甲 出雲市今市町70番地
出雲市

出雲市長

乙 出雲市里方町545番地
株式会社 エフエムいずも

代表取締役